

泉 佐 監 第 8 9 号
平成26年8月15日

泉佐野市長 千代松 大耕 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 向 江 英 雄

平成25年度泉佐野市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された、平成25年度泉佐野市実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、次のとおり意見を提出します。

平成25年度 泉佐野市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

1 平成25年度健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計に想定企業会計を加えた会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(2) 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

2 1の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成26年7月11日から同年8月6日まで

第3 審査の方法

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、関係書類を照合するとともに、担当者から説明を聴取の上、審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は適正であると認められる。

審査の概要及びそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定の対象となる会計

健全化判断比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	公共用地先行取得事業特別会計 病院事業債管理特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計				
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
	法適用公営企業	水道事業会計				
	法非適用公営企業	下水道事業特別会計				
一部事務組合・広域連合		大阪府都市競艇組合				
		泉佐野市田尻町清掃施設組合				
		大阪広域水道企業団				
		泉州南消防組合				
		大阪府後期高齢者医療広域連合				
地方公社・第三セクター等		泉佐野市土地開発公社				
		地方独立行政法人りんくう総合医療センター				

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％・ポイント)

区 分	平成 25 年度	平成 24 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△4.55)	— (△0.99)	— (△3.56)	12.32	20.0
連結実質赤字比率	— (△15.25)	— (△12.14)	— (△3.11)	17.37	30.0
実質公債費比率	23.2	22.8	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	302.1	352.0	49.9	350.0	

注 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定結果が赤字でないため「—」で表示している。() 内の数値は計算結果に基づき参考として表示した。

(1) 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどの基本的な行政サービスを行う一般会計等の赤字の程度を示す比率で、次の数式により算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$$

本年度の実質赤字額（実質収支額）は、9.9億円の黒字となっているため、実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ、△4.55%となり、前年度と比較して3.56ポイント改善している。

（単位：千円・％）

区 分	実質収支額		増減額	増減率
	平成25年度	平成24年度		
一般会計	994,624	211,501	783,123	370.3
一般会計等に属する特別会計	0	0	0	—
公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	—
病院事業債管理特別会計	0	0	0	—
合 計 A	994,624	211,501	783,123	370.3
標準財政規模 B	21,854,700	21,331,025	523,675	2.5
実 質 赤 字 比 率	△4.55	△0.99	—	—

実質赤字額の3会計の合計は9.9億円で、前年度と比較して7.8億円（370.3%）の増加、標準財政規模は、前年度と比較して5.2億円（2.5%）の増加となっている。

〔標準財政規模〕

（単位：千円・％）

区 分	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
標準税収入額	18,935,491	17,802,054	1,133,437	6.4
普通交付税額	1,215,433	1,587,467	△372,034	△23.4
臨時財政対策債発行可能額	1,703,776	1,941,504	△237,728	△12.2
合 計	21,854,700	21,331,025	523,675	2.5

本年度の比率は、負の値（△4.55%）となっており、前年度と比較して3.56ポイント改善している。これは、人件費削減の継続等により、歳出を抑制したことに加え、市有地など遊休財産の売却などで税外収入の確保に努めたこと、市税収入では、空港2期島への固定資産税、空港連絡橋利用税の課税を開始したこと、市民税のうち法人課税分の税収が増加したことなどが影響し、収支改善が図られたことによるものである。また、分母となる標準財政規模の増加も一因である。

遊休財産の売却収入を公共施設整備基金に積立を行った上で、本年度の実質収支は9.9億円の黒字となり、また、単年度収支においても7.8億円の収支改善が図られている。

(2) 連結実質赤字比率

基本的な行政サービスのほか料金収入等により事業費を賄っている会計を含め、市全体の赤字の程度を示す、公営事業会計を含む全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の数式により算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A + B)}}{\text{標準財政規模 C}}$$

本年度の連結実質赤字額（実質収支額＋資金剰余額）は、3,334,708千円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の算定ではなく、参考としての比率を求めたところ、△15.25%となり、前年度と比較して3.11ポイント改善している。

(単位：千円・%)

区 分		実質収支額			
		平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
一般会計		994,624	211,501	783,123	370.3
一般会計等に属する特別会計	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	—
	病院事業債管理特別会計	0	0	0	—
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計	419,240	543,644	△124,404	△22.8
	介護保険事業特別会計	44,706	71,813	△27,107	△37.7
	後期高齢者医療事業特別会計	6,456	7,508	△1,052	△14.0
小 計 A		1,465,026	834,466	630,560	75.6
区 分		資金剰余額			
		平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
法適用企業	水道事業会計	1,869,682	1,756,909	112,773	6.4
法非適用企業	下水道事業特別会計	0	0	0	—
小 計 B		1,869,682	1,756,909	112,773	6.4
標準財政規模 C		21,854,700	21,331,025	523,675	2.5
連 結 実 質 赤 字 比 率		△15.25	△12.14	—	—

本年度の比率は、負の値（△15.25%）となっており、前年度と比較して3.11ポイント改善している。これは、一般会計等で実質収支が黒字となり、また、水道事業会計が資金剰余となったことなどによるものである。しかし、国民健康保険事業特別会計では、給付費の増加などにより、前年度と比べて約1.2億円収支

が悪化しており、また、介護保険事業特別会計では、前年度と同様、府の財政安定化基金からの約1.2億円の借入により黒字を維持している状態であり、今後とも状況を注視する必要がある。

(3) 実質公債費比率

実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標で、一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の元利償還金に対する繰出金など公債費に準ずるものを含めた、実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率で、次の数式により算定される。ただし、この比率は、過去3か年の平均値で示される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B}) - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}{(\text{標準財政規模 E}) - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D})}$$

(単位：千円・%)

区 分		平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
元利償還金	A	8,909,263	8,710,669	8,271,030	6,495,324
準元利償還金	B	1,315,084	1,454,507	1,423,489	2,223,447
特定財源	C	2,831,408	2,692,739	2,751,229	1,625,866
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	D	2,929,062	2,953,550	2,938,096	2,920,636
標準財政規模	E	21,854,700	21,331,025	21,547,089	21,423,724
実質公債費比率 (単年度)		23.6	24.6	21.5	22.5
実質公債費比率 (3か年)		23.2	22.8	21.2	21.0

注 A：一般会計等の公債費から繰上償還及び借換債を財源として償還した額等を控除した額

B：主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰出金や将来の支払を約束した債務負担行為額

C：国・府等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等。公債費に充当されているものである。

本年度の比率は23.2%で、前年度と比較して0.4ポイント悪化している。実質公債費比率は、直近3年間の単年度実質公債費比率の平均値であるので、平成22年度と本年度の単年度実質公債費比率を比較すると、本年度は1.1%大きくなっている。これは、分子となる額が2.9億円増加し、一般会計等の元利償還金の額について、市立泉佐野病院の地方独立行政法人化に伴う第三セクター等改革推進債で2.5億円増加したことなどによるものである。

早期健全化基準の25.0%を下回っているものの、上昇傾向にあり、今後とも状況を注視する必要がある。

(4) 将来負担比率

一般会計の地方債や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を示す、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の数式により算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源（基金・特定歳入等） B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}}{1}$$

(単位：千円・%)

区 分		平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
将 来 負 担 額	A	125,419,028	129,777,168	△4,358,140	△3.4
充 当 可 能 な 財 源 (基金・特定歳入等)	B	68,236,318	65,082,041	3,154,277	4.8
(A－B) 計		57,182,710	64,695,127	△7,512,417	△88.4
標準財政規模	C	21,854,700	21,331,025	523,675	2.5
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	D	2,929,062	2,953,550	△24,488	△0.8
(C－D) 計		18,925,638	18,377,475	548,163	3.0
将 来 負 担 比 率		302.1	352.0	—	△49.9

本年度の比率は、302.1%となっており、前年度と比較して49.9ポイント改善している。これは、以下に示すように、本比率を求める算定式の分子となる額（将来負担額－充当可能財源等）の減少及び分母となる額（標準財政規模－基準財政需要額算入額）の増加によるものである。

しかし、300%を超える高い比率であることには変わりはなく、今後も着実に債務残高を減少させることが必要である。

3 むすび

本年度は、全ての指標において早期健全化基準を下回り、早期健全化団体から脱却することとなったが、地方債残高は多額で、今後も公債費負担の高水準が続く状態であるので、引き続き適切な財政運営を行っていただきたい。